

第 36 回 大阪市人権施策推進審議会 会議録

- 1 日 時 平成 30 年 2 月 6 日 (火) 午後 3 時 ~ 5 時
- 2 場 所 市役所屋上階 会議室
- 3 出席者 (大阪市人権施策推進審議会委員)
- ・伊藤良夏 ・川嶋広稔 ・鈴木暁子 ・高山直樹
 - ・辻川松子 ・(会長)中井伊都子 ・西田芳正
 - ・堀野ひろこ ・村木真紀 ・(会長代理)山西美明
- (事務局)
- ・吉村市民局理事 ・平澤ダイバーシティ推進室長
 - ・森人権企画課長 ・堀田多文化共生担当課長
 - ・吉岡共生社会づくり支援担当課長
 - ・藤田人権啓発・相談センター所長 ・姫野人権企画課長代理
 - ・森人権啓発・相談センター副所長
- 4 議 題 (1) 大阪市人権行政推進計画に基づく平成 29 年度 of 取組状況について
- ア 「人権が尊重されるまち」指標(平成 29 年度版)(案)について
 - イ 人権啓発の取組みについて
 - ウ 人権相談の取組みについて
 - エ 多文化共生の取組みについて
 - オ LGBT などの性的少数者にかかる取組みについて
- (2) その他
- ヘイトスピーチへの対処にかかるこの間の経過について

5 議 事

廣原人権企画課担当係長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から第 36 回大阪市人権施策推進審議会を開催させていただきます。本日はお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は本日の司会を担当いたします、市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長の廣原でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本日の審議会の取扱いをご説明いたします。この審議会につきましては大阪市人権施策推進審議会規則および、審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき、公開といたしております。また、情報公開の観点から本日の議事録、会議要旨につきましては後日、市民局ホームページに掲載する予定でございます。

次に、本日の資料等についてご案内いたします。お手元に第 36 回大阪市人権施策推進審議会次第、大阪市人権施策推進審議会委員名簿、配席図をお配りしております。議事資料に

つきましては、資料一覧のとおりお配りしておりますのでその都度ご確認ください。本日も出席いただいている委員の皆さまにつきましては、配席図の配付をもってご紹介とさせていただきます。なお、大前委員、中川委員、前田委員におかれましてはご欠席でございます。また、事務局につきましても紹介を省略させていただきます。

それでは、大阪市からの出席者を代表いたしまして、市民局理事の吉村からご挨拶を申し上げます。

吉村市民局理事 市民局理事の吉村でございます。委員皆さまにおかれましては、本当に寒い中、また公私何かとお忙しい中、本審議会に出席を賜りまして誠にありがとうございます。平素より、本市の人権施策の推進はもとより、市政全般にわたりましてご理解、ご協力を賜っておりまして、この点につきましても厚くお礼申し上げます。

新年もスタートしまして、はや 2 月ということで、私どもとしても年度末が近づいてまいっております。本日の審議会におきましては、平成 29 年度におきます私どもの取組みの状況につきましてご説明申し上げ、皆さま方にご審議いただきまして、ここで頂きましたご意見を次年度の施策の展開に活かしてまいりたいと考えておりますのでよろしく願い申し上げます。

私のほうからは、今後の施策の展開にあたりまして課題となってくると思われます事項につきまして、何点かピックアップして申し上げたいと思います。

1 点目でございますが、先月に人権行政についての市政モニター調査報告書を公表いたしまして、その報告書につきましては皆さま方の机上にも置かせていただいているものでございますが、その中で人権についての関心度を質問しております。そうした中で、29 歳以下また 30 代の方の関心度が他の年齢層よりも低いということでした。そうしたことから今後、若い世代に対して効果的に人権に対する関心を持っていただき、啓発を進めていくことが重要であると考えておるところでございます。

2 点目でございますが、大阪市としましてもこの間、L G B T、性的少数者に対する理解促進の取組みを積極的に進めてきているところでございます。そうした中で、また先ほどの市政モニター調査報告書にもございますが、市政モニターの方々に、L G B Tあるいは性的少数者の言葉、意味ともども知っておられる方というのが約 6 割の回答でございました。この 6 割の回答をどうみるかというのはございますが、今後とも、私どもとしても理解促進に向け取り組んでいくことが必要であると考えているところでございます。

3 点目でございますが、先月、大阪観光局から、昨年 1 年間に大阪を訪れました訪日外国人の数につきまして 1,100 万人を超え、過去最多となったという発表がございました。大阪におきましては、訪日外国人だけでなく、新たに来住される外国人の数も増加傾向にございます。とりわけ中国の国籍の方、ベトナムの国籍の方の増加が著しく、ベトナムにつきましてはこの 5 年間で約 8 倍の増加となっているところでございます。私どもといたしましても、こうした来住する外国人の方々が地域で孤立することがなく、地域の住民の方々と共生できるような取組みを進めていくのが喫緊の課題であるとも考えているところでございます。そうしたことから、市民局といたしましても、地域に密接な関係をもつ区役所と連携いたしまして、多文化共生の施策を検討し進めるための推進体制につきましても整えていき

たいと考えているところでございます。

いろいろと申しあげましたが、こうした課題への対応をはじめといたしまして、市として「人権が尊重されるまち」の実現に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

本日、委員の皆さまにおかれましては、忌憚のないご意見を賜りますよう重ねてお願い申しあげ、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいいたします。

廣原人権企画課担当係長 それでは、これより議事にはいってまいります。以降の議事の進行につきましては中井会長にお任せしたいと思います。中井会長よろしくお願いいいたします。

中井会長 それでは、会長職を仰せつかっております中井でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、お手元に第36回大阪市人権施策推進審議会次第がございますので、これに従いまして議事を進めてまいります。

まず、議題の(1)大阪市人権行政推進計画に基づく平成29年度の取組状況についてという中のアです。「人権が尊重されるまち」指標(平成29年度版)(案)について、これを事務局よりご説明お願いいいたします。

姫野人権企画課長代理 人権企画課長代理、姫野です。よろしくお願いいいたします。

それでは、指標の平成29年度版ということで、資料につきましては、資料1とあわせて本日配付をさせていただきました「人権が尊重されるまち」指標の平成28年度版、この2つとなります。

まず、資料1の平成29年度版の指標の表紙を1枚めくっていただきまして、「はじめに」をご覧くださいと思います。

4段落目、「さらに、大阪市が」というところでございますが、大阪市が「人権が尊重されるまち」に近づいていると市民に実感してもらうための道しるべとして、平成23年度から毎年度改訂しているものでございます。本市として人権尊重の視点から、平成29年度版は重点課題としてある10項目の人権課題の現状認識と、その解決に向けた方向性等と取組みについての推移や現状を示すのべ66個の指標で構成しており、現況数値につきましては現時点での最新の数値を反映させているところでございます。

平成28年度版からの修正点についてご説明させていただきます。

平成29年度版の「はじめに」を1枚めくっていただき「目次」、同じく平成28年度版の表紙をめくっていただき「目次」、おのおの見比べていただけますでしょうか。

平成28年度版につきましては、基本理念として「指標策定の経緯」と『人権が尊重されるまち』づくりと市民協働の項目をあげていましたが、表現方法や経過を整理いたしまして、平成29年度版では「はじめに」で表題である「人権が尊重されるまち」の定義と策定経過を、また「人権尊重のまちの実現に向けて」で理念および市民と企業との協働をまとめるという形にしております。

また、「さまざまな人権課題への取組み」についてでございますけれども、各課題における記載につきまして、これまで統一的な構成でなかったということで、本文の構成につきましては情勢、国の動き、本市の取組み、場合によっては小見出しをつけるなどの整理を行っ

できたところであります。

次に、「人権行政の推進」については、題名を少しコンパクトにして、「人権啓発・相談の取組み」を新たな項目としてあげて、人権啓発・相談センターや各区の取組みなどを紹介しているところがございます。昨年度からの修正点は以上でございます。

それでは、平成 29 年度の指標の説明に移らせていただきます。

指標につきましては、本市の各施策、事業の取組み状況の推移や各計画の目標などを市民にわかりやすく数値化したものであり、ただ、これで数値を上げれば終わりということではなく、各課題の担当部局においてはこの最新の数値を点検、評価をした上で、課題解決に向けた今後の方向性や目標などの P D C A サイクルを行っているということもつけ加えさせていただきます。

なお、内容の説明にあたり、人権課題はかなり多岐にわたっておりますので、基本指標を中心に、ここ数年の経年変化も紹介しながら簡潔にご説明申し上げたいと思っております。

それでは 4 ページをご覧ください。まず、「女性」です。

固定的な性別役割分担意識として 5 ページに基本指標があり、男女がともに仕事、家事、地域活動に参加し、個性、能力を發揮できるまちと思う市政モニター調査の結果は少し低くなっていますが、6 ページの男女共同参画に関する状況では、項目 2 つ目の男性は家庭・地域よりも仕事に専念、優先させるほうが望ましいとした平成 28 年度世論調査の結果では、女性の回答が平成 32 年度の目標よりも 20 ポイントの開きがある。あと、7 ページの D V に関する状況につきましては、配偶者暴力相談支援センターの認知度が目標よりも 35 ポイントの開きがあるということになっております。

次に 8 ページ、「子ども」でございます。

児童虐待、いじめ・体罰、貧困対策と小見出しをつけまして、10 ページの基本指標では、子どもがいきいきと暮らせるまちである、子育て家庭が安心して子どもを産み育てられるまちである、これにつきましてはどちらも平成 26 年度から年々高まる傾向にあります。

続きまして、12 ページの「高齢者」でございます。

13 ページの基本指標では、高齢者が安心して暮らせるまちである、高齢者が社会参加し、生きがいを持って暮らせるまちである、このどちらについても平成 26 年度から年々高まる傾向にあります。

次に、15 ページ、「障がいのある人」でございます。

下から 3 行目に、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供などを定めた、いわゆる障害者差別解消法が平成 28 年 4 月に施行されました。

16 ページに基本指標がございます。障がいのある人が就労の機会に恵まれ、自立した生活を営めるまちは平成 26 年度から年々高くなり、障がいのある人がさまざまな生活相談ができ、安心して生活を営めるまちは少し高くなっております。

次に、19 ページの「同和問題」でございます。

平成 28 年 12 月にいわゆる部落差別解消法が施行されました。基本指標の、同和地区を理由に住居や学校の忌避意識、地区出身者が結婚、就職で不利になることのない差別のないまちと思うかについて、平成 26 年度より年々高くなっております。また、差別事象の認知

と相談件数は減少傾向でございます。

次、22 ページの「外国籍住民」につきましては、後ほど議題にもなっておりますので、ここでは省略したいと思います。

続きまして、25 ページ、「個人情報の保護」でございます。

26 ページに基本指標がございまして、事業者の持つ市民の個人情報が保護され、適切に取り扱われているまちであるということは、少し低い状況になっております。

次に、27 ページ、「犯罪被害者等への支援」でございます。

28 ページの基本指標では、犯罪被害者やその家族が平穩に暮らせるようになるために、地域の理解や協力が得られるまちであるは、平成 26 年度から年々高くなる傾向です。

29 ページ、「ホームレス」でございます。

30 ページの基本指標では、自立して再び地域社会の中で生活を営めるまちであるということが、平成 26 年度から年々高くなる傾向でございます。

次に、31 ページの「LGBTなどの性的少数者」につきましては、これも後ほど議題となっておりますので、省略させていただきたいと思います。

次に、33 ページ、 の「人権行政の推進」でございます。

34、35 ページでは、新たな項目として上げました人権啓発・相談に係る主な取組み状況などを掲載させていただいております。

最後となります 37 ページ、「人権の視点からの行政運営の推進」で、38 ページの「人権の視点！100！」実行プログラムの策定の推移、上の表ですがご覧ください。

「人権の視点！100！」実行プログラムの策定についてですが、前回、6 月の審議会におきまして、全所属のプログラムを説明させていただいた際に、昨年 4 月に統合型リゾートを大阪夢洲に誘致する府市共同の組織として設置された I R 推進局につきましては、新局として立ち上がったばかりで、プログラムの作成には至っておらず、今後調整を進めていくとご説明をさせていただいたところでございます。以後、I R 推進局と調整を図りまして、整理した内容についてお知らせをいたしたいと思います。

I R 推進局につきましては府市共同設置の機関であり、府側が幹事団体となっているため、人権行政につきましても実務上は市の市民局が担当する全市的方針のコントロールに服するのでなく、府の府民文化部人権局が定める大阪府人権施策推進基本方針に基づき推進をされることとなります。市民局といたしましては、大阪市人権行政推進本部設置規程に基づきまして人権行政推進本部の一組織として I R 推進局を組み込んでいることから、本市との人権行政上の最低限の連絡のため、本部員及び幹事の氏名報告を求め、幹事会議の出席要請は行い、本市の人権行政、施策に係る情報提供等を行うことといたしますが、実務上の取組みでございます「人権の視点！100！」の取組みや、また LGBT の取組みなどにつきましては、市民局が担当する全市的方針に則った取り扱いを義務づけないことといたしましたので、何卒ご理解を賜りたいと考えております。

以上、内容の説明をさせていただきました。本日の審議会においていただきましたご意見を踏まえまして、来月、3 月に平成 29 年度版指標の公表に向けまして作業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

中井会長 ただいま事務局から、「人権が尊重されるまち」指標（平成 29 年度版）（案）についてご説明いただきました。委員の皆さんからご意見、ご質問をお出しいただきたいと思ひます。

辻川委員 33 ページからの人権行政の推進のことで、お尋ねするのですけれども、大阪市、またそれぞれの区の人権啓発の推進といひますのは、やはりその担い手になりますのは、人権啓発推進員とご認識もいただひているかと思ひますね。ただ、現状といたしまして、区自体におきます推進員連絡会と区との立ち位置、なかなかその部分で不透明なところがあると、私自身、人権啓発推進員という立場でもありますので、そのことを強く感じているのですね。

アンケートにもあつた若い人たちの人権感覚・意識が低いというところにおいては、やはり地域の人権にかかわる意識を向上させないと、こどもたち、若者たちが人権感覚を上げることはなかなか難しいと思ひているのですね。そう思ふところにおいては、やはり人権啓発推進員の役割というのはとても大きいと思ひます。そういう意味では、今申しあげた区と連絡会、また大阪市、またそれにかかわつて第 3、事業者ですね、今は中間支援の立場でいらっしゃる方とのそれぞれの立ち位置をもう少し明確にしなが、密にしなが、連携しながら進めることを強く望むところでござひます。

中井会長 今のご意見、何かご回答なさいますでしょうか。

吉村市民局理事 人権啓発推進員の役割ということで、今ご意見を賜つたところでござひます。私どもとしましても、人権啓発推進員というのは本当に地域に根差した啓発を行つていただひているということで大変ありがたく思ひておりますし、人権啓発推進員と連携を進めていかなければならないと思ひているところでござひます。

そうしたことから、最近の動きといたしまして、立ち位置が不透明だというご意見も、ほかの委員の方からも聞ひているところでござひまして、あるいは区からもそういう声も上がつてきているところで、現在、人権啓発推進員の制度、その役割、位置づけを含めて再度見直していこうという取組みをさせていただひているところでござひます。その方向といたしましては、今、委員からご指摘いただきましたように、区役所と人権啓発推進員との連携、協働を進めていくという観点から、委嘱のし方とか任務していただく内容とか、そういった点について、個々再検討をしているところでござひます。そうした方向につきまして、まとまってくれば、またご報告も申しあげたいと思ひますが、今ご意見を踏まえまして、私どももそういう制度について立ちどまって検討をしていきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

中井会長 ほか、いかがでしょうか。

川嶋委員 この審議会で、最初のときにほかの委員の方からもお話があつたのですけれども、指標が、全部主観的な指標、市民アンケートによるものばかりなので、客観的な指標というのは今回の平成 29 年度でもあまり用ひないという方向でされるのですかということが 1 つ目。

もう 1 つは、人権のところ、法律化というか、部落差別の解消の推進に関する法律ができたときに、実態調査というのが法律の条項にもあつたのですね。だから、そういった実態

調査を大阪市としてしたのかどうか。したのだったら、その結果というものも、平成 29 年度版で反映できることなら、していただいたほうがいいのではないかなという、この 2 点、質問というか、意見というか、お願いします。

姫野人権企画課長代理 最初の点につきまして、お答えさせていただきたいと思います。

多くの現況調査につきましては、現状の推移ということで、これまで市政モニターで同じような質問で基本的には経年変化を見ているということがございまして、こういう内容になっています。ただ、各計画でいろいろな目標とか立てている部分については、客観的指標と言えるかどうかはありますけれども、掲載をしている状況になっております。

吉岡共生社会づくり支援担当課長 続きまして、部落差別の解消の推進に関する法律ですけれども、今、委員ご指摘にありました部落差別の実態調査ですけれども、国がまず、まだ実施をしているというところではなく、実施をするとなれば、地方公共団体として差別解消法、法律に基づいて協力をしていくということなので、国から何かまた方向性等がありましたら、後日、情報提供等させていただきたいと考えております。

中井会長 いかがでしょうか。

西田委員 私も去年、同じものを見させていただいて、例えばこどもの虐待関係のいろいろな実態が大阪でかなりきつい状況が明らかにされているにもかかわらず、こどもが大事にされているというのがかなり高い比率でというのは、どうも指標の、この指標も注視すべきですし、経年変化で実効性を確認していくという方向性は正しいとは思いますが、先ほどのご指摘のとおり、実態がどう動いているのかというのをあわせて盛り込むという工夫が必要かなと改めて思いました。

もう一つ、最初の人権に「関心がある」、理事から最初にご紹介がありましたけれども、特に 29 歳以下がかなり低めに出ていて、市政モニター報告書の 3 ページですね、29 歳以下は「関心がない」というのが 1 割近くにもなっているというのは、これは大変重要な結果かなと思っております。私は、他市の人権関係の意識調査で、今、地域のことに関するご指摘がありました。ここで紹介させていただいた学校での人権教育あるいは同和問題について授業を受ける、学校で学んだという比率が若い世代で大きく減っているという実態がありまして、恐らくそれは大阪市でも同じだろうと思っております。

プラスアルファで、またここでも議論されてみえますけれども、ヘイトスピーチやネット上の誤解と偏見に満ちた差別的なメッセージが日常的に若い人の身の回りにあるという事態を踏まえると、若い世代の意識をどう捉えて、人権施策としてどう打って出るというか、カウンターメッセージをどう発信するかというのが非常に重要な、非常に不幸な状況だと思うのですがここを重視するべきで、関心があると答えた市民の割合があまり変わらないというところだけでなく、今申しあげたポイントでちゃんと切り返していくというためにも、このデータは重視していただくべきかなと思いました。以上です。

平澤ダイバーシティ推進室長 西田委員のご指摘についてでございますけれども、若者の意識、人権意識が低いという点につきましては、我々も非常に深刻と捉えておりまして、若者に向けまして人権啓発をいかにして伝えていくかということが非常に重要な課題であると考えております。

市政モニターの調査でも、若者がどういった媒体を見て、いろいろな情報を入手しているのかというあたりも調べておりました、やはり紙媒体、机上にお配りしております「KOKOROねっと」のような紙媒体はなかなか若い人は見ないと。やはりSNSといったものを中心に情報を入手しているというような現状を我々も把握しておりますので、次年度に向けましては、そういった媒体も活用しながら人権の情報に接してもらえるような工夫はしていきたいと考えているところでございます。

中井会長 3月、来月の公表に向けてということなので、平成29年度版にはなかなか反映できないかもしれませんが、指標のあり方、施策の進め方、今ご意見いただきましたので、長期的な課題としてご検討いただきたいと思います。

それでは、引き続き議事を進めさせていただきます。議題(1)のイと、それからウ、人権啓発の取組みについて、人権相談の取組みについて、これを一括で事務局からご説明をお願いしたいと思います。

藤田人権啓発・相談センター所長 人権啓発・相談センター所長の藤田です。

それでは私のほうから、資料に基づきまして、平成29年度の大阪市人権啓発・相談センターにおけます啓発事業についてご説明させていただきます。

資料2ですけれども、最初に1ページ目の地域密着型市民啓発事業ですが、こちらは、先ほどご質問で触れられました地域に根差した啓発の担い手として活動いただいております人権啓発推進員、一番下に書いておりますが、各小学校区3名を定数といたしまして、現在、全市で798名の方に人権啓発推進員をしていただいているのですけれども、こういった方々を対象といたしました各種の研修でございます。各地域におけます人権啓発の一翼を担うような人材の育成を目指す事業となっております。

平成29年度の取組みといたしましては、養成研修をはじめとしました4つの研修と人権啓発の教材の提供となっております。この中で、特に表の4つ目に記載しております推進員間の情報共有等を目的とした研修につきましては、推進員の方々から他の区で行っている取組み事例について情報共有を図ってほしいという声が多数ありましたので、こういった要望にお応えする形で、平成28年度より実施している研修となっております。

次に2ページをご覧ください。市民啓発広報事業ですが、さまざまな媒体を活用しまして、市民に人権問題への理解を深めていただくよう広報を行っているものでございます。

1つ目に、人権啓発情報誌であります大阪市人権だより「KOKOROねっと」、本日お手元にお配りさせていただいておりますが、こちら昨年度に引き続きまして、先ほど委員からご指摘がございました若年層や地域レベルでの人権の取組みを掲載するなど、誌面内容の充実を図るほか、ICTを活用しまして読者層の裾野を広げるよう取り組んでいるところでございます。こちらは年4回の発行でございます、125カ所の本市の関係施設、区役所、図書館をはじめといたしまして、あと144カ所の地下鉄駅への配架を行っております。

今年度、初めての取組みといたしまして、この2月1日に発行いたしましたピンク色の「KOKOROねっと」ですけれども、見開きの4ページものでございます。こちら、小学校の6年生を対象とした、いじめを題材としたものとなっております。授業で使っただけのように教育委員会事務局とも連携いたしまして、本市の6年生の全児童、今、約1万

8,500人おられるのですけれども、個人にお配りするとともに、学校でも配架して、保護者の方にも手にとっていただけるようお配りしております。

次に、啓発資料作成・増刷及び啓発映像ソフトの購入ですが、こちらは適宜有効な資料等を購入いたしまして、市民や企業へ配布、貸し出しを行っております。利用者アンケートを参考にしながら、LGBTをはじめとし、セクシュアルハラスメントやDVなどの新たなジャンルも購入しております。貸し出し実績としましては、12月末で貸し出し本数835本、延べの視聴者が3万458人の方にご利用いただいております。

次に、4ページの参加・参画型事業ですが、市民が主体的に人権を学ぶ機会を提供することを目的としておりまして、とりわけ人権への関心が低いと言われております若年層を対象に人権意識の醸成を図ることとしております。

最初に、人権に関する作品募集事業ですが、人権に関するキャッチコピーを募集しまして、優秀作品をさまざまな人権啓発の広報印刷物等に活用するとともに、各区等の人権啓発事業に活用しております。

次に、人権の花運動、Jリーグセレッソ大阪との連携・協力事業です。こちらは、大阪市、大阪法務局、大阪第一人権擁護委員協議会等で構成しております人権啓発活動大阪地域ネットワーク協議会との連携事業となっております。全国一斉に国の基本方針に沿って実施されておりました、引き続き実施しているものでございます。

次に、5ページをご覧ください。企業啓発推進事業です。

市内の企業・事業所等約3,000社を対象としました人権啓発や人権研修への支援を行う事業です。より効果的な研修内容となるよう、テーマや講師選定を行うとともに、参加者の拡大につなげるものとしております。平成29年度は特に、先ほどお話がありました平成28年12月に公布、施行されました部落差別の解消の推進に関する法律をテーマとした講演会も実施いたしました。

最後に、本日の資料には添付していませんけれども、各区役所、24区役所においても、5月の憲法週間、12月の人権週間、あと1月の成人の日の集いや区民まつり等を活用いたしまして、ほぼ年間を通じてさまざまな啓発事業に取り組んでおります。あと、事業手法も、講演会、街頭啓発、映画会、研修会、セミナーなど、集客性を高めるため各地域の特性に応じたさまざまな工夫を凝らしているところでございます。

人権啓発事業につきましては以上です。

引き続きまして、資料3の大阪市人権啓発・相談センターにおける人権相談の取組みについてご説明いたします。

相談事業は、事業委託によりまして、専門相談員を配置して実施しております。平日夜間だけではなく、日曜・祝日にも窓口対応を行っているほか、区役所への出張相談や弁護士相談、さらに他の相談機関と連携した解決支援等に当たるなど、より相談者ニーズに応じた相談体制としております。相談方法につきましては、平成29年度より、電子メールによりまず相談を開始したところでございます。

平成29年度の取組みですが、複雑・多様化しております人権相談に対応し、実効性ある人権侵害の早期発見・救済を進めていくために、当センターの相談窓口の認知度向上を図つ

ております。また、市民に身近な区役所におけます人権相談機能の充実及び専門相談機関等とのネットワークの充実に向けて取り組んでおります。

まず、認知度向上に向けた取り組みですが、今年度実施した市政モニター調査結果では、当センターの存在を知っているかという認知度につきましては、残念ながら平成 28 年度に比べまして約 7.6 ポイント下がった 18.6%という数字でございました。また、そのうち人権侵害を受けた場合の相談先として当センターを選びますかといった有用性につきましては、こちらも 46.6%ということで、平成 28 年度に比べまして約 6 ポイントの低下ということになっております。原因としましては、先ほども触れられておるような 29 歳以下の若年層が特に低下率が高くなっているというところでございます。

具体の取り組みにつきましては、アからオに記載しているとおりですが、新たな取り組みとしましては、アに記載の周知用ポスターを JR 等民営鉄道の駅などに新たに 258 か所、あと、学校や幼稚園の広報コーナーに 494 か所に掲出いたしました。

それと、ウに記載の若年層において利用率が高い LINE@という SNS を活用した情報発信に取り組ましまして、1 月末現在で 108 件の登録がされているところでございます。

あと、区役所におけます相談機能の充実に向けた継続的な取り組みといたしましては、毎月開催しておりますケーススタディの事例研究内容の充実や、区担当者のスキルアップを図るための相談担当者研修会を開催いたしました。

また、専門相談機関等とのネットワークの充実に向けた取り組みといたしましては、関係会議の開催によります体制の連携強化を行うとともに、相談案件を通じた NPO 団体等との連携の充実を図りまして、10 月末で 233 機関と連携しております。

続きまして、ページをめくっていただきまして、3、相談実績について、12 月末現在で電話、面談等によります実相談件数は 2,442 件、ひと月平均で 271 件となっております。これは表にありますように、平成 27 年度、28 年度から徐々に減少傾向にございます。

相談内容を課題別に分けた課題別件数につきましては、表の一番下、3,065 件となっております。相談件数と数字が合わないのは、1 件の相談で複数の課題に関する相談があるため、実件数より約 620 件多くなっています。

あと、課題別相談内容の特徴といたしましては、割合を表の右に書いているのですが、障がい者に関する課題が 34.8%と最も多くあります。これは、年々同じ傾向にございます。これにつきましては、福祉サービス、支援機関への不満や、地域や家族から孤立しているなどの日常生活におけますさまざまな不安による相談が増加しているところでございます。

あと、表の一番下、その他の項目というのが 22.5%あるのですが、これは欄外に書いてありますが、相談内容が不明瞭なものや、行政に対する不満や苦情等も含んでいるため、件数が大きくなっております。

最後に、次のページに、先ほど説明いたしました他機関と連携した件数を記載しておりますので、ご一読いただければと思います。以上です。

中井会長 人権啓発の取り組みについてということと人権相談の取り組みについてということ、2 つご説明をいただきました。いずれについても結構ですので、ご意見どうぞ。

村木委員 相談の体制に関してなのですが、今年度は大阪市の淀川区が L G B T の専用

の相談窓口を運営しているのですが、昨年度時点で 148 件、相談を受けています。今年度はまだ集計していませんのですけれども、淀川区だけで 148 件ある L G B T 関連の相談が、大阪市全体になると 6 件になってしまうのです。淀川区の分は、来年度は電話相談が外れて、こちらに集約されると聞いているのですが、これできちんと引き継げるのか大変不安を感じています。L G B T からの相談をきちんと受けられるということをしっかり広報していただきたいなと思っております。

藤田人権啓発・相談センター所長 淀川区と私ども、内容は連携をしております、ただ委員ご指摘のように、私どもは 6 件で、淀川区が 148 件というのは、推測ですけれども、初めから L G B T ということで相談者の方がわかっておられたら、直接淀川区を通じて相談されると。こういう悩みがあるけれど、例えば会社に勤められていて、L G B T を原因とする何かトラブル等があって、こういった悩みがあるけれどもというのを相談員と相談者と話を進めていって、原因は L G B T の問題にあるのだということで、それから相談する方がもっとさらに専門的な相談をしたいということであれば、そういった相談機関にご紹介いたしますし、そういうのを聞いてご本人がある程度納得されたなら、それで相談としては解決するのですけれども、そういった件数が 6 件という把握になっているという実態です。

来年度は、淀川区から話を聞いておりますので、私どもで相談は受け付け、専門的な相談が必要であれば適宜そちらにご紹介するという形にしていきたいと思えます。

村木委員 わかりました。

堀野委員 小学校 5 年生のこどもがおりまして、それで P T A の役員をさせていただいております。また、地域の相談、みんなの相談室という相談員もさせていただいているのですけれども、大体いじめが 4 年生から始まっておりまして、児童がグループをつくり始めるところからいじめがスタートしていきます。仲間外れというのが始まっていくのですけれども、いろいろな相談を受ける中で、本人はそれがいじめだと気づいていないことが多くて、されたほうが先生に話す、保護者に相談する、それで発覚する。それで本人と話をさせていただいたところ、いじめだと思ってなかった、遊び半分でしたということが多いです。5 年生になりましたら、SNS でグループをつくり始めて、そこで外されたとか、勝手に退出させられていたということもありまして、そんないじめになっていきます。

この「K O K O R O ねっと」ですけれども、小学校 6 年生を対象とお伺いしたのですけれども、中を拝見しましたら 4 年生でも十分、普段ありそうな内容ですので、もうちょっと下げていただいて 4 年生ぐらいから、これを見てどう思いますかということも学校でしていただけたら、P T A としてもありがたいなと感じました。以上です。

藤田人権啓発・相談センター所長 ありがとうございます。

これは 2 月 1 日にお配りして、既に児童に配っているとか、授業で使っているという学校がございまして、先生からアンケートをとっております。その中には、委員ご指摘のように、6 年生では内容が容易と言うと、語弊があるのですけれども、もうちょっと対象学年を下げるか、もうちょっと中身を複雑なものにさせていただけたらという声は聞いております。ただ何分、我々としては初めての取組みであることと、教育委員会の先生といろいろ話させていただいて、思春期を迎える頃で、おっしゃっていた実態はある程度は聞いているので

すけれども、どの年代がいいかなということで、まずは6年生をターゲットにということでした。今のご意見も聞いて、来年度、再来年度、同じような取組みをしていくなら、5年生や4年生というのも検討していきたいと思います。

辻川委員 質問が重なるかもしれませんが、この部分、とてもいいなと思っているんです。それを私どもも、淀川区ですけれども、小学校でいろいろな人権の学習会を進めませんかということで学校に問いかけまして、学校から要望があれば人権の推進員が出前講座ということですのでけれども、その中で1年、2年生のこどもたちにいじめの話をしてくださいということをよく言われるのです。高学年になりますと、LGBTというような。そういうところで成長段階に合わせて要望があるのですね。そんなことを考えましたら、これ、とてもいいなと思っていますので、何パターンか作られるといいのかなと思っています。

藤田人権啓発・相談センター所長 ありがとうございます。参考にさせていただきます。

西田委員 実は、豊中市の同和問題解決推進協議会で市長の諮問を受けまして、教育と啓発のあり方について、今、実は答申案を作成しているところでして、課題の1つ、若い人向けです。豊中市の調査で若い人の人権問題、同和問題の学習がぐっと下がってくるということ踏まえての動きではあるのですが、そこで啓発について豊中でどうなったというところで、府内のほかの自治体はどうなのだろうということも話題になりました。なかなか情報をお持ちではないみたいで、課題は共通ですから、それぞれの自治体でこんな取組みをしているという情報共有とか、あるいはもっと広域にこうしたものを、なかなかそれは難しいのかもしれませんが、せっかく画期的な取組みだと思いますし、自治体間での何か大きな動きということもあっていいのではないかと思います。

そこで、初めて、豊中は市の広報に、年に何回か広報の中に人権関係のページを盛り込んでもらうところがやっとならしいのですね。そのページの反響がなかなかないとか、そんな話も聞いているので、改めて、大阪市で人権問題に特化したリーフレットを年に複数回出されているということで、今までわかってはいて、書かせていただいたこともあるのですが、なかなか精力的にやられている取組みなのだと改めて思いました。

そこで気になるのは、やはりどれだけ読まれているのかというあたりですね。10万部というのがルーチンですか。

藤田人権啓発・相談センター所長 1つの号について約2万部です。

西田委員 2万部。

藤田人権啓発・相談センター所長 はい。

西田委員 ああ、そうか。じゃ、ごく一部しか、どこかに配架する、別途で配布するくらいですね。

藤田人権啓発・相談センター所長 そうですね。イベントでしたら3,000部とか5,000部とか、例えばセレッソ大阪との連携事業で、長居でゲームしたときに5,000部とか配ったりするのですが、通常は先ほど言いました本市の施設、図書館、区役所、あと各団体さんに20、30部ずつお配りしています。

西田委員 紙媒体はなかなか読んでもらえないというところは確かにあるとしても、まずは行き届いていないという、費用の問題がすごく大きいと思いますけれども、まず届けよ

うとする姿勢、努力、実際に金と工夫を盛り込むということがもっとあってしかるべきだろうという。目標としても読者アンケートの比率よりは、どれくらいの人に読まれる形を実現しようとしているのかを追求していくべきなのではないかなと思いました。

小学校、ある学年、悉皆というのは、それは画期的なことだと思いますので、何かこうした形の広く、さっき打って出るというふうに言いましたけれども、カウンター情報をどう伝えていくか、2月というタイミングがどうなのかとか、あるいは内容についても先生方とのすり合わせというのが今後なされていくとすれば、そういう形になると思いますけれども、ぜひそうした形で、既存のメディアをどう生かすかというあたりもぜひ重視していただきたいなと思いました。とてもすてきな試みだなと思いました。

藤田人権啓発・相談センター所長 ありがとうございます。

中井会長 どうぞ。

村木委員 先ほどの西田委員のご発言に関して、さらになんですが、何部残っているかで何部配れたかがわかるわけですよね、手元に何部残っているかで。なので、この号は一体何部配られたのかとか、その下でいうと、ホームページやフェイスブックの啓発ということですが、一体フェイスブックでいくつ「いいね！」があるのかとか、ホームページを何人が見ているのかとか、この辺こそまさに数値目標を入れてしっかり追いかけるべきところかなと思います。

先ほど見せていただいたのですが、フェイスブック「いいね！」してくれている人が1,384人。去年からあまり増えていないような気がいたします。いかがでしょうか。数値目標を設定してやっていただきたいというのと、ぜひ向上を目指して取り組んでいただきたいということです。

藤田人権啓発・相談センター所長 委員ご指摘のとおり、数値目標がないとなかなか達成度が測れないというのは重々理解しているのですが、まず「KOKOROねっと」を配布させていただいて、配架していますので当然余るところもあるのですが、全部なくなるところもございます。残ったのは、うちに返却はしてくるのですが、全てが全てそうになっているかという、追っかけ調査まではなかなか難しいのですが、返却してくるのが多分1,000部もないと思うのです。ですから、2万部配って何百という感じです。

あと、委員ご指摘のフェイスブックとホームページとかの「いいね！」といいますか、数値をどこまでというのは難しいかなと。割合ですかね、伸び率として、例えば今年度から1年間見て、「いいね！」の数がどれだけ伸びたかというぐらい。どれだけの方に見ていたかというのが母数として把握が難しいですので、市政モニターとか意識調査でしたら何人に配って何件回答いただいているというのがありますので、数値としてこれだけ、目標としてこれだけがあるのですけれども、フェイスブックとかでしたら、何人の方が見ているかわからないので、それで「いいね！」というのはどういう理由で押されているというのがわかりませんので、絶対数よりは伸び率がいいかなという気はします。参考にして検討していきます。

中井会長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、引き続き議事を進めさせていただきます。次は、議題(1)の工ですね。多文化共

生の取組みについてご説明お願いいたします。

堀田多文化共生担当課長 多文化共生担当課長の堀田でございます。よろしくお願いいいたします。私のほうからは、資料4、平成29年度多文化共生の取組みについて（市民局事業）についてご説明させていただきます。

まずは、情報へのアクセスのしやすさの向上に関する取組みでございます。

一番上にあります大阪市の多言語資料一覧、こちらは大阪市の英語、それから中国語、韓国・朝鮮語でつくっております資料をそれぞれの言語ごとにまとめたものでございます。これを多言語資料一覧にしております。

それと、「やさしい日本語」を使った情報につきましては、大阪市のホームページのいろいろなところに「やさしい日本語」での情報がございます。これら散在しておりますので、「やさしい日本語」の情報を特設ページとしてまとめております。こういったものをホームページで情報提供し、外国籍、日本語が不自由な方が大阪市の行政情報にアクセスしやすいようにしております。

そのほかにも、次にございます多文化共生に関する取組みですとか資料、そういったものを市民局のフェイスブックやホームページでも情報発信しております。

こちらは一方的な情報発信でございますが、次にございます外国籍住民の情報交換・交流を進めるための多文化共生の場づくり・人づくり推進事業というものがございます。これは大きく2つのテーマに沿って事業を展開してございます。

1つ目は、外国籍住民の情報交換あるいは交流の場づくりでございます。具体的に申しあげますと、地域の識字・日本語教室ですとか、外国人コミュニティ等で外国籍住民へ行政情報ですとか生活情報を提供いたしまして交流を進めるものです。地域の識字・日本語教室というのは、外国籍住民がボランティアの日本人と一緒に会話をすることで日本語を学ぶ場となっております。基本的な日本語を学ぶ場、会話をする場ではございますが、ここのボランティアに協力いただいております日本人の方々に、外国籍住民の現状と課題について理解を深めていただいて、教室を外国籍住民が必要とする情報を提供したり参加者との交流を深めたりできる場として活用していただくよう、働きかけをしているところでございます。

その次の外国籍住民のキーパーソンのごことでございますが、こちらは、外国籍コミュニティにはそれぞれキーとなる方がいらっしゃいますので、そういった方にもご協力をいただきまして、先ほど冒頭に申しあげました多言語資料の一覧ですとか、「やさしい日本語」のページの情報などをお届けしております。資料というものは、つくってしまってそれで終わりではなく、やはり必要としている方に伝わるような工夫が必要と考えているところでございまして、このような取組みもしているところでございます。

そのほかにも外国籍住民を対象とした多言語のアンケートを実施したりもしております。

こういったことを進めていく中で、外国籍住民の方、日本に新たにいられた方を中心に、防災に関する知識というものが十分でないということが明らかになっております。そこで、区役所と協働で防災学習会を開催しているところでございます。防災学習会の様子につきましては、後ほどスライドで様子をご覧いただきたいと思いますので、そのとき改めてご説明させていただきます。

2 つ目は、多文化共生に向けた取組みを進める人材の育成と活動支援としまして、多文化共生サポーターというものを養成しております。この多文化共生サポーターといえますものは、それぞれお住まいの地域で外国籍住民の方に対して情報発信をしていただいたり、あるいは地域と外国籍住民の方との交流を進める人材となっていただくというのを目指したものでございます。昨年度より入門講座を開催しております、修了生の方のフォローアップも引き続き図っているところです。そのほか、今のサポーターですとか、あるいは識字・日本語教室のボランティアとの情報交換会なども行っているところでございます。このような内容で場づくり・人づくりを進めております。

次に、多文化共生に関する理解の促進につながる事業となりますが、多文化共生地域協働サポート事業というものを展開しております。こちらにつきましては、具体的には、浪速区で先日、絵本フェスタというものを開催したり、今後開催予定ですけれども、住之江区で多文化共生サポーター企画による「やさしい日本語」の学習会を開催する予定でございます。

先ほどのサポーターの養成をはじめ、あるいは識字・日本語教室のボランティアの方、ここに集っておられる外国籍の方にいろいろ地域とのかかわりを深めていただくという働きかけをしていった結果として、こういった事業ができるようになってきたのだと我々どもとしては思っているところでございます。

そのほかにも国際理解、多文化理解を進める内容としまして、多様な視点でのセミナー、ワークショップを開催しております。既に実施したもので「あべのでベトナム体験」、こちらは、夏休みに親子向けに体験学習機会を提供いたしました。こちらの講習も地域の識字・日本語教室のベトナム人学習者に講師になっていただいたものでございます。

もう一つは、若年層を対象に、興味を引いていただく内容と思っただけで企画し、まだ募集も始まっていないのですが、「知っているようで知らないK - P O P セミナー&ダンス体験」、こういった若者、若年層、そういった方にも興味関心を持っていただく内容をテーマにしまして、そこから多文化理解を進めていただくような取組みもしてございます。

次に、こういった多文化共生施策につきましては、市民局だけの取組みではなく、各局・区での取組みを進めているところです。区等の支援方を充実していくということで、最後に4点ご説明させていただきます。

まず、多文化共生施策に係る有識者意見聴取としまして、有識者の方々からそれぞれテーマに沿ってご意見を伺う場を設けております。今年度は、日本語教育施策、就労・子どもの支援をテーマにご意見を伺い、関係所属職員と課題認識の共有化を図ってまいりました。

次に、多文化共生施策連絡会議とございますが、こちらは庁内の推進体制でございます。庁内会議を開催するほか、実際に地域で外国籍住民の方とかかわり、また地域における多文化共生を進めていく役割を担うのが、区役所の役割が非常に大きなものでございますので、この施策連絡会議の中に区役所部会がございまして、そちらを積極的に活用していくよう、今、体制整備、その他規程類の整備等を図っている、準備をしているところでございます。

次に、職員のスキルアップといたしまして、実務担当者研修を2回実施してまいりました。窓口対応力等の向上を図ってきたところでございます。

最後に、職員向けに役立つ情報というものは、これまでからも庁内のポータルサイトに掲

載してございましたが、そういったものをもうちょっと見やすく整理しまして、まとめたものをサイトに掲載する予定としております。

それでは、先ほど途中で申しあげました具体的に区と協働した「やさしい日本語」の防災学習会について、スライドを用意してございますので、ご説明をさせていただきます。

こちらは、識字・日本語教室で実施しているものでございますが、講師は区役所の防災担当の職員が参りまして、出前講座という形で進めております。出前講座だけれども、ちょっと特徴的なことがございますので、ご説明させていただきます。スライドは両方ございますので、見やすいほうをご覧ください。

平成 29 年度、まず地域の識字・日本語教室はもっと教室数はございますが、そのうち 20 区の 20 教室が、単に日本語を学ぶ、会話するだけの場ではなく、いろんな情報について交流、情報発信、情報交換等ができる場として位置づけをしておりますのがそれぞれ区に 1 カ所ずつございます。そこで実施しているものでございます。

先ほど申しあげましたように、多言語アンケート、その他により、防災学習の必要性がわかってまいりましたので、区役所の防災担当と協働で「やさしい日本語」による防災学習を進めているところです。参加者のアンケートから、非常にわかりやすかったといったご意見もいただいておりますので、自主学習ができるような動画コンテンツなんかもつくりようと思っているところです。

外国籍住民のアンケートをやっておりまして、学習会を実施する前ですと、実に災害時の避難場所を知っているか知らないかといえますと、知らないとお答えいただいた方、あるいは災害時の情報の入手方法、テレビやラジオ、そういったもので入手するということを知らない方が非常に多くおられました。学習会を重ねるにつれ、知らない方というのは減ってきておりまして、一定の効果があったのかなと思っているところです。

では、具体的にどのような工夫をしているのか、ちょっとイメージしていただけるようにいくつか例を紹介させていただきます。

まず、外国人向けとして、画像や映像をよく活用するということです。こちらは阪神・淡路大震災のときの高速道路が崩れたものです。なかなか言葉で説明するだけでは時間がかかるものも、映像を見せる、そのほかにも津波の映像とかも見ていただいて、地震・津波というものをご存じでない方もこういったことになるとご理解いただけたと思います。

次の例でございますが、後でまた「やさしい日本語」のデモ音声を紹介させていただきますが、言葉の説明に特に注意しないといけないところがございます。ここは「避難所」を「逃げるところ」と書いてございます。外国籍、日本に新たに來られた方、日常生活の中で避難所という言葉に触れることがございません。ですが、逃げるとことはわかりますし、場所、ところということもわかります。何か災害のときに逃げるところ、それを避難所ということをご存じない方も多くいらっしやいます。いろいろなものが例えば携帯式ラジオですとか、手で回す懐中電灯とか、そういったものに興味を示されて、どこで買えるのかというようなことをその場で聞かれるといっ

たこともございました。こういったものが必要だよというご説明も実物をもって説明して、自助につながるようなことも進めていただけるように説明をしております。

こちらは少しわかりにくいのですが、奥にテントがありまして、これは体育館の様子です。そこに簡易の移動式のトイレを設置している例です。避難所、逃げるところ、言葉ではわかるのですが、そこでどうなるのかということがまだまだわからないと思います。日本人でしたら、そういった情報はわざわざ学ばなくても、だんだん蓄積されていくのですが、初めて日本に来られた方、逃げて一体こういったものがあるのかわからない。トイレがありますよ。水は流せないけれども、こういった簡易トイレを設置しますということで、避難所のイメージができるようにしている工夫でございます。

その次のスライドは、こちらは参加型学習でマルバツのクイズを出しているところです。日本語が不自由な方、皆さんが全く日本語をしゃべれないわけではないです。日本語学習に来られていますので、ある程度の日本語をお話しになられます。けれども、皆さん、わからないことをわからないとはっきり言うのではなく、何となくうなずいて、わかったかわかっていないのかわからない、そういった状況も実際の特徴としてあります。クイズは、飽きないように途中で適宜入れたりするのですが、例えば、きちんとわかりましたかというのを確認するために、最後にもう一度クイズを出して振り返りをするなど、理解がきちんと伝わっているかを確認するためにも有効な手段だと思っているところです。

その次のスライドの例は、これはちょっとわかりにくいかもしれませんが、防災マップ、それぞれの区でございます。それを見て、ご自身が住んでいるところ、その一番近い避難所はどこなのかということについて、ボランティアの方と一緒に確認をしている場面です。識字・日本語教室は、その区在住の方でないと行けないわけではなく、都合がよければ近隣の区からも来られます。ですので、できるだけ近隣の区の避難所マップなんかも持参して、区はどこにお住まいですかと聞いて、そのマップを渡して、住んでいる住所ぐらい皆さん言えますのでどこに住んでいるか見て、最寄りの中学校ここにある、学校あるのを知っているかといったことをボランティアの方が確認してもらっている、そういった場面です。

こちらは非常用の食料、レトルトですね。こういったものも必ずしも外国にあるわけでもないですし、これはお米、おこわとかですので、そもそも食べたことがないという方もいらっしゃる、具体的な例として、そういった意見としてあったことはないのですが、例えば原材料に豚肉が入っていて、私はこれが食べられないとか、そういったことも気づいたりすると。恐らく避難所の説明のところでは食べる物がありますと言いますが、それがどんな物なのかということもこういったことを通じて知っていただくことができるかなと思っています。楽しさと書いていますけれども、場所によっては実際に非常食の試食もしていただいて、和やかな雰囲気になったこともございます。

こういった取組みを通じて、それぞれの区でいろいろな工夫をしながら進めていますが、基本的には、情報はスライド、パワーポイントを使って説明をしております。そのときに「やさしい日本語」で説明するのがなかなか難しいところがありまして、難しい言葉は使ってはいけないのはわかっていますが、専門用語はどうしても使ってしまうことがあります。どんな工夫をしているのかデモ音声を入れておりますので、見ていただければと思います。

用意ができ次第ははじめますので、お待ちください。

(次は、避難所について勉強します。避難所を知っていますか。避難所は地震や津波のとき、逃げる場所です。大阪市の避難所には、この看板があります。日本語の平仮名、漢字、英語、韓国・朝鮮語、中国語で書いています。避難所のマークは、これです。屋根のない避難所と屋根のある避難所があります。このマークは、津波が来るときに逃げるビルです。)

このような感じで、実際のところはスライドで身ぶり、手ぶりも入れながら説明をしているというような、そういったものになっております。

以上、簡単でございますけれども、防災学習会等を紹介させていただきました。私からの説明は以上でございます。

中井会長 それでは、多文化共生の取組みについてご説明をいただきましたので、ご意見、ご質問をどうぞお出しください。

鈴木委員 冒頭、理事からもご説明ありましたように、ベトナム人の留学生であったり、あるいはベトナム人の技能実習生、それから特にアジアからの留学生であったり、実質的に労働力として恐らく今後、今でもそうですけれども、大阪に居住する外国人の方が増えていくであろうと思います。ますます進んでいこうなと思っています。そのことについて、私もいろいろ意見はあるのですけれども、大阪で暮らしていくうえで恐らく日本語というのが非常にキーになるのかなと思ひまして、2点ほど感想というか、コメントというか、質問というかをさせていただきます。

1つは、先ほども課長からお話がありましたように、識字・日本語教室ですけれども、本当にたくさんありまして、いろいろな地域のボランティアの方が精力的に運営されているのですけれども、生活のための日本語を学ぶ場という面と、就労のための日本語を学ぶ場という面が分かれてきています。特にこどもですね。たしか前回の審議会でもお話ししたと思うのですけれども、日本語指導が必要な外国にルーツを持つこどもというのが、一昨年、調べまして、小学校で3倍、それから中学校で1.3倍増えてきています。ここに対する支援体制というのが非常に公教育、学校教育の領域では脆弱な状況でして、その補完というか、フォローを地域ですとやってきているという状況です。

この場が人権施策の推進、人権のアクションプラン、指針のP D C Aの進捗確認の場であるということは承知の上で、さらに多文化共生施策の中身まで少しお話しさせていただくのですけれども、やはり人権施策として多文化共生を考える場合に、基礎教育の保障といたしますか、属性別の人権課題というのも一つ課題ではあるのですけれども、ベースにあるもの、例えば日本語であったり学力であったりということをどう保障していくかという観点での施策、今の段階では多分難しいと思うのですけれども、次回、改訂される場合、政策体系そのものを見直していかれるということが必要なのではないかと考えています。

もちろん個別計画との整合性というのもあるかと思いますが、一歩進んで、大阪市の場合、割と外国人住民施策が進んできたということもありまして、人権施策と多文化共生施策との関係性という意味での多文化共生施策の実は審議会自体が今、休止といたしますか、ない状況、意見聴取というのはされているのですけれども、政策課題を、地域で起こっているいろいろな課題を政策に吸い上げていく機能というのが今、非常に厳しい状況の中で、とはい

え地域では非常に労働力が足りなくなってきた、いろいろな課題が噴出している中で、一つチャンネルをきっちり作っていくと。多文化共生施策としてのチャンネルが難しければ、人権施策としてそこを位置づけていく、吸い上げていくチャンネルをぜひ作っていただきたいなと思っています。それがオール大阪になるのか、区役所レベルになるのか、はたまた課題ベースになるのか、この辺は多分議論があるのかなと感じております。

もう一つは、やはり体制の部分です。実は今日、ある区に行って、識字・日本語教室のことは聞いてきたのですが、やはり技能実習生は増えてきていると言っていました。ただ、地域ではボランティアの確保も非常に苦労しているという話をしていたのですが、その支える体制を、恐らく行政だけではそれは難しいと思いますので、教育委員会、公の部分と生涯学習の部分で全庁的な体制を組みつつ、次世代を担う宝だと思っていますので、外国にルーツを持つこどもの教育を本当にどう考えていくのかというところは、ぜひまた議論と一緒にしていければと思っています。もちろん現場の職員さんが非常に限られたリソースの中でご努力されていることは承知の上で、大きな枠組みでのお話になります。

堀田多文化共生担当課長 ありがとうございます。大きな観点から、人権施策としての多文化共生施策という観点、改めて、もともとそういったところで人権のところ、他都市ではあまり人権施策にこのジャンルが入ってなく、大阪市は従来から人権に多文化共生のことも入ってやっております。今、鈴木委員からいただいたご指摘も踏まえまして、またこの施策の展開についても引き続き検討を進めてまいります。

中井会長 ほか、いかがでしょうか。

村木委員 先ほどの防災学習会についての資料、本当に顕著に数字が上がっているのは、素晴らしいことだなと思います。「やさしい日本語」に関しては、多分、日本語を母語としない方だけではなく、学習障がいの方とか知的障がいの方にも非常に有効だと思いますので、多文化共生だけではなくて多重のマイノリティの方もいらっしゃるの、いろいろなところで「やさしい日本語」を推進する取組みがされればいいかなと思います。

もう一つ、案としては、私がここにLGBTの当事者としていて、いるということ、を皆さんが意識していただいているというのはすごく大きいことだなと、今回、審議会に入れていただいて思ったことなのですね。そういう意味では、日本語を母語としない方がここにいるのもまたすごく大事なことかなと思いますので、ぜひ次年度以降、ご検討いただければと思います。

西田委員 まず、数字の見方ですけども、これは学習会に参加された人ですか。

堀田多文化共生担当課長 はい、そうです。

西田委員 そうすると、「やさしい日本語」でもなかなか通じないということで、多様な母語での情報提供がなされていないから、これくらいしか減らないのかなという、それはどうなのでしょう。

堀田多文化共生担当課長 その分析をしているわけではありません。この外国籍住民に対するアンケートは、識字・日本語教室ですとかキーパーソンの方を通じて配らせていただいております。日本語だけではなく多言語でも配らせていただいているのですが、日本語の習得度といいますか、レベルがわかりませんので、今、委員にいただいたところの

分析は難しいと思います。

西田委員 つけ加えまして、この1年ほど大阪市内の公営住宅のいくつかを回っていて、ある連合町会の会長さんが、うちの団地で津波が起きたら1週間は自前で生き延びるという、そういう備蓄の話がされていて、切実なのだと思いました。その隣の連合町会では、中国の方がかなり増えているという話も聞いて、小さな中国物産を扱う店も近辺にできていてというあたりで、こうした問題が本当に待ったなしで、それもいろいろな形で起きるのだろうなと実感をしております。

ということで、以前も区別に外国籍の方、国籍別というデータを見せていただいたと思いますが、可能な限り、恐らくは集住されている中国なりベトナムなり、または本当に町会単位くらいで、あるいは小学校区単位くらいで、どの国籍の方が、どんな形で住まわれているのかという情報を、ここでないかもしれないけれども行政としてちゃんと把握して、区単位でやっているというのはすごく画期的だと思いますが、もう少しそうしたベースのデータと、可能な限りの働きかけ、こうした講座がなされていけば、もしもの時に、混乱はすると思いますけれども、実態把握できているとできていないとでは随分違うと思いますので、ぜひそのあたり、誰が、どこに、どんな形で住んでいるかというのを、改めて防災という観点からも大事だなと、この取組みを紹介いただいて感じました。以上です。

山西会長代理 大阪市としての難民の受け入れ態勢だとか、いわゆる難民を受け入れますよというメッセージを出すという、少しずつ、ほんの少しででも全国で出てきている中で、大阪市はその点についてどのような考え方、方針を持っているかということについて、お聞かせ願えればと思います。

堀田多文化共生担当課長 今まで難民の方に対する何かの取組みは、特にしたことがないです。UNHCRの関係の民間団体の方が難民映画祭というものをやっております、そういった取組みについては後援名義を取って、イベントにも情報収集のために行かせていただいたりしていますが、特に今おっしゃっていただいたような取組みはございません。

中井会長 本件について、ほか、よろしいでしょうか。

では、いろいろなご意見をいただきましたので、またご検討いただきたいと思います。引き続き、進めさせていただきます。

議題(1)のオ、LGBTなどの性的少数者にかかる取組みについて、事務局からご説明をお願いいたします。

姫野人権企画課長代理 人権企画課長代理、姫野です。よろしく申し上げます。

資料につきましては、資料5と、資料5別紙としてあります各区役所の特色ある啓発の取組み一覧と、また本日配付させていただいています平成29年度市政モニター調査報告書、それと本市作成のLGBTのリーフレット「性の多様性について考えてみましょう」の4点となっております。

それでは、資料5を先にご覧いただけたらと思います。前回の審議会におきましては、平成29年度の取組み案についてご提案をさせていただきました。その取組み状況ということで、現時点での状況をご説明させていただきます。

1点目といたしまして、全市的な取組みを展開するというところで、4月に人権行政推進本

部長であります市長名で各所属に対して取組みを要請いたしまして、各所属におけます取組み予定や状況を集約しながら、さらなる取組みの推進に向けた働きかけを行ってきたところ です。

具体的な取組み状況についてですけれども、まずは理解促進に向けた取組みといたしまして、課長級以上の管理者層研修につきましては既に実施済みです。年度内に全所属において所属内研修の実施が完了する予定であり、全所属において取組みがなされることになっております。

研修の実施にあわせまして認知度等のアンケートも行い、管理者層のアンケート結果、これは速報値が出ていますので、あわせてご報告となります。まず言葉の認知度ですけれども、「全部知っている」が昨年度より 27.9 ポイントアップいたしまして、「知らない」が 3.2 ポイント減り 1%を切っており、限りなくゼロに近づいているという状態になっています。理解度ですが、「できる」「ほぼできる」が 1.6 ポイント減っているということですので、言葉は知っていても、正しく理解し適切に対応するには至っていないことが伺われると思っております。一方で、「できる」は 0.2 ポイントアップしております。

あと、係長級以下職員のアンケート結果につきましては、年度終了後、またアンケートを集約しまして、次回の審議会でご報告をさせていただけたらと思っております。

次に、市民・企業に対する啓発ということで、4月にLGBT支援サイトを市民局のホームページに開設いたしまして、各区におけますイベント、取組み状況など、積極的な情報発信に努めてまいりました。

また、資料 5 別紙としてあります各区の取組み一覧も一緒にご覧いただけたらと思うのですが、24 区役所におきまして毎月 1 日に発行しています区の広報紙や、区ホームページと支援サイトをリンクなどの広報は 24 区で実施したということと、あわせて別紙にあります各区独自の取組みといたしまして、区民まつりであるとか、12 月の人権週間を活用した啓発も実施されてきました。2 月にも実施する区もあることから、中間取りまとめとさせていただきます。最終の報告は次回審議会でご報告しております。

次に、LGBTのリーフレットにつきましては、区の啓発行事で活用できるよう作成・配布を行ってまいりました。区の人権啓発推進員への研修、また人権情報誌「KOKOROねっと」ですが、区の取組み紹介でありますとか、SOGIハラスメントの掲載、さらに企業への研修の実施などを行ってまいりました。

次に、2 の LGBT に配慮した取組みの行政窓口の適切な対応でございますが、全所属に対しまして昨年 3 月に作成をいたしました「行政窓口での対応手引き」の周知と活用を行うとともに、次ページに移りまして、委託事業者や市民利用施設などの指定管理者にも所属を通じて手引を活用してくださいという要請も行ってきたところでもあります。

相談対応につきましては、先ほど報告がありました人権啓発・相談センターにおいて実施し、また各区の人権相談窓口においても相談対応を行ってきたところでもあります。

次に、学校における取組みについてですが、昨年 10 月に教育委員会が小中高全 444 校を対象に実施した調査結果といたしまして、LGBTを自認またはその傾向を示している児童・生徒がいる学校が 50 校、児童・生徒に対して教育を実施した学校が 115 校、教職員を

対象とした校内研修を実施した学校が 106 校という結果が出ております。この調査結果につきましては、学校園長あてに配信をするとともに今後の研修会で活用していき、来年度につきましても教育委員会で引き続き調査を行う予定であると聞いております。

次に、申請書類等の性別記載につきまして、今年度中に 215 件の見直しを行う予定であり、これにより容易に見直しが可能なものにつきましては対応できる見込みとなっております。また、昨年 10 月からになりますが、国民健康保険被保険者証等の氏名及び性別記載につきまして、本人申し出により配慮を行うことになっております。

次に、庁舎トイレ案内での配慮につきましては、多目的トイレに「どなたでも利用できます」やレインボーマークの表示について、構造上困難なものを除きまして、今年度まで 240 の施設において対応が完了する予定となっております。

次に、当事者に配慮した課題への対応ですけれども、各所属に対しまして、所管するサービス等について、当事者が利用する際に課題があるものを調査いたしまして、対応方向等を検討していただいたところです。できることから対応をしたということで、主な取組みとして 2 点あげさせてさせていただいておりますが、避難所開設・運営ガイドラインの要援護者に性的マイノリティを追加したことや、先ほどの保険証等の記載についてという配慮も行ってきたところでございます。

あと、今後の対応課題についてということで、引き続き理解促進を図るため、職員研修を実施していくということでございます。

次に、市政モニター調査の報告をいたしますので、平成 29 年度の市政モニター調査報告書をご覧ください。

この市政モニター調査は既に公表済みですけれども、昨年度までは 2 年毎、今年度からは毎年、人権行政についてということで実施しております。

まず、1 ページの 2 「市政モニター数および回答者数」をご覧ください。市政モニターの概要ということで、18 歳以上のモニター 799 人のうち、回答 643 人ということで、回答率は 80.5% となっております。全部で 24 問ありますけれども、L G B T に関しましては 7 問、質問させていただきました。ちなみに、昨年度は 3 問だったのですけれども、より詳細な意識調査を行うことで L G B T 施策に反映するため、7 問といたしました。

L G B T に関する部分につきまして、20 ページをごらんください。

問 16 から問 22 が L G B T に関しての質問ですけれども、問 16 の L G B T、性的少数者という言葉ですけれども、昨年度は、「知っていた」「知らない」の 2 択でありましたけれども、今回は詳細に把握したいということで 4 択としております。「言葉も意味も知っていた」が 59.1%、「言葉は知っていたが、意味の一部しか知らなかった」は 25.2% ということで、合計で 84.3% ということになっております。ちなみに、昨年度の「知っていた」が 71.9% であったことから、同一の指標とは言いがたい部分もありますけれども、12 ポイントほど高くなっているかと思っております。

あとの質問につきましては、省略いたしますけれども、全体的な傾向といたしまして、年齢が若くなるにつれて理解し支援していくとした肯定的な意識があり、逆に年齢が高くなるにつれて否定的な意識をお持ちであるという結果となっております。また、性別では、

女性のほうが肯定的で、男性のほうが、どちらかというとな否定的な傾向にあるという状況になっております。

ここで、資料5に戻っていただけますでしょうか。中段より下の部分で、民間企業への取組み促進の働きかけを企業団体等とも連携していきたいと考えております。

2の配慮した取組みですが、職員、指定管理者、業務委託において適切な窓口対応を徹底することや、人権啓発・相談センターにおけるLGBTの強化相談日の新設、あと学校へのこどもへの教育、教職員への研修、また全所属での制度、サービス等の課題について引き続き検討、また実施可能な改善を進めていくことも必要と感じております。以上でございます。

中井会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に関しまして、どうぞご質問、ご意見をお出してください。

村木委員 多分野にわたる力の入った取組み、本当にありがとうございます。LGBT支援団体として非常にうれしく思います。

まず、1点ですけれども、例えば、こちらの資料ではLGBTの人口割合が5から7%になっているのですが、こちらでは5.9%になっていまして、実はLGBTに関しては行政が調べている基礎データというのが本当はないのですね。女性の割合とか障がい者の人口割合だったら厚生労働省で把握されていると思うのですが、LGBTの人口割合については、民間企業のインターネットアンケートしかないという状況です。なので、LGBTの人口でしたり、学校や職場でどんな体験をしているのか、これは、我々の調査などしかないのですよね、エビデンスとして。基本的には困難を感じている人たちがいっぱいいるというのは、それは認識として正しいと思うのですが、より効果的に施策を進めるためには、しっかりとした基礎データを行政としてつくる必要があると思うのですが、そういった調査の予定はありますかでしょうか。

姫野人権企画課長代理 予定については、現在のところはないです。大阪市が独自でそういった調査を行うという予定はありません。

村木委員 ぜひ、来年度に盛り込むのは難しいかもしれませんが、基礎的なデータの蓄積をお願いしたいと思っています。

高山委員 前回もお聞きしておりましたけれども、目標値ですね。平成30年度目標というのが枠の中に入っている。今日は村木委員が来られていますのでお聞きしたいのですが、「全部知っている」が40%以上で、「できる」「ほぼできる」というのが80%以上というのは、これはむしろ逆と違いますかと。どうでしょう。

村木委員 何か不思議な感じはしますね。

高山委員 私個人的には、会社の人権担当として、こういう言葉はどちらかといえば基本的に先に学んでいるわけなのですけれども、じゃあ、対応できるかということを問われると、自信を持って対応できるとは言い切れないと。むしろ知っていても本当に対応できるというのは難しいと私は思うのです。というところで、ちょっとこの目標の数字のあり方にやっぱり疑問を感じるというところなんです。

中井会長 ほか、いかがでしょうか。

堀野委員 教えていただけたらと思うのですけれども、学校における取組みで、「現在L

G B Tを自認、またはその傾向を示している児童生徒がいる学校」で50校あったということですが、実際それがわかっていて、学校でどのような取組みをされているのか、もしおわかりでしたら教えていただきたいのと、あと、こちらのパンフレットの、学校40人クラスであれば1クラスに1人から2人はいることになりましてということであれば、各学校には必ずそういったお子さんがいらっしゃるということで、今、女子はスカート、男子はズボンを制服として着ていますが、例えばキュロットを導入するとか、そういったお子さんへの配慮というのを今後どう考えていかれるのかを教えていただけたらと思います。

姫野人権企画課長代理 質問ございました50校の中身ですけれども、具体的にその学校でこういった取組みをされているというのは、直接的なことはまだ聞いてはいないのですけれども、下にありますように、児童・生徒に対していろいろ教育とか、教職員は当然そうですけれども、そういった研修もされているというところまでですので、具体的にこういった形でされているのかというのは、把握はしていません。

あと、服装につきましても、具体的に私のほうで把握しているデータ等がないのですけれども、そのほか配慮してほしい取組みといたしましては、どうしてもプールであるとか、あと更衣室の問題であるとか、そこで完全に分かれているというようなことでありますし、また修学旅行とか旅行での配慮ということもあるのかと思うのですけれども、具体の取組みについてまではいただけていません。

中井会長 お願いします。

鈴木委員 やはり先ほどの高山委員のお話でもあったかと思うのですけれども、実際の対応はすごく困る、判断に迷う場合があるかと思うのですけれども、例えば、こちらのセンターなり部署として、学校であったり、いろいろな行政部署からの相談、「相談対応を実施」ということが書かれているのですけれども、そういった関係者からの相談を受けられるようなケースというのは、例えばこういうケースであればどう判断したらいいのかとか。

実は、私は大学で男女共同参画推進室というところにいまして、今、ダイバーシティ推進室という、要は組織の中で新しい概念を入れる場合に、判断に迷う場合の相談窓口みたいなのが実はできつつあるのですね。そこにいるのですけれども、結構そういう相談が多いのですよ。こう思っているけれども、はたしてこれが正しいのかという自信が持てない。そういう場合は、学校現場であったり、行政のいろいろな現場であったり、実際今どうされているのかということをつかんでおられるかどうかそのあたりいかがでしょうか。

藤田人権啓発・相談センター所長 今おっしゃられているのは、我々が相談を受けますのは先ほど触れましたが、例えば会社において、業務中や、研修とかがあった場合に、自分の性自認が言われるのと違う、何か不愉快というか、不都合等があって、そうなった場合に、労働環境を改善してほしいとか、業務命令に対する不当労働行為とかになった場合には、労働局でありますとか、労働基準監督署とかにご相談を紹介するということです。

委員おっしゃっている、こういう事例があったら、行政として、こうしなさいと言う権限まではありませんので、相談に来られた方のL G B Tを原因とすることによって、今現状として、何が、労働問題なのか生活環境問題なのか、教育現場における不具合があるなら教育委員会を通じて学校現場にこういった意見があるから何か検討してほしいとかというのは、

我々行政として言えるのですけれども、本人さんと実際かかわりのある、利害関係のあるところに対してこうなさいという強制権まではございませんので。

鈴木委員 何らかの不利益をこうむりそうな場合の行政としての対応ということ。

藤田人権啓発・相談センター所長 はい。

鈴木委員 日常レベルでの結論がない相談対応というのは、特にはそちらでは受け付けておられないというか、把握はされていない。多分、恐らく職場単位で解決されているような内容というか理解、でよろしいですかね。

藤田人権啓発・相談センター所長 日常単位とおっしゃいますのは、どういう相談ですか。

鈴木委員 例えばさっきの宿泊であったりとか、多分、例えば大学であったり合宿の話とか、いろいろな細かいレベルでの相談があるのですけれども、ご本人というよりは、例えば教員であったり周りの方々、支援者の方々からも判断に迷う問い合わせがありますけれども、そういったものは特段そちらには寄せられていないという理解でよいですか。

藤田人権啓発・相談センター所長 ですから、個人の方が来られて、それが学校現場における事象であれば、教育委員会に我々からも、こんな相談があるので、聞いてあげてほしいというふうにご紹介をするという機能です。

鈴木委員 わかりました。

中井会長 ありがとうございます。

それでは、時間の関係もありますので、ただいまのご意見、ご指摘を踏まえて、またご検討いただきたいと思います。

議題の(2)に進ませていただきます。その他のヘイトスピーチへの対処にかかるこの間の経過についてということでご説明をお願いいたします。

森人権企画課長 人権企画課長の森でございます。

私からは、今ご紹介のありましたヘイトスピーチの関係ということで、資料6の大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例に基づくこの間の経過について、ご報告事項ということでご説明をさせていただきたいと思います。

資料6、大きく3点テーマを設けております。

まず1点目ですけれども、ヘイトスピーチ該当性等に関する個別案件審査の概況でございます。ヘイトスピーチへの対処に関する条例に基づきまして取り扱っている案件の審査の状況でございます。

これまで、ヘイトスピーチ審査会に諮問いたしました案件のうち、10件について審査を終結しております。そのうち4件をヘイトスピーチとして認定しております。最終的な公表をした時期は、いずれも昨年6月でございます。前回の審議会でもご説明、ご報告をさせていただいたことと若干重なるかと考えております。

審査結果を踏まえ市として認定を行いまして、必要な緊急の拡散防止措置として、3件につきまして動画の削除要請の措置を講じるとともに、認識等、表現内容の概要、拡散防止措置、それから投稿者名を公表したということでございます。3件につきましては削除要請後に動画が削除され、1件につきましては認定前に既に動画が削除されていたということで

ございました。

そのほか、1件は申出人の取下げにより終結いたしました。それから、申出のあった表現活動が市民に関するもの、市内で行われたものなどとは明確に認められないということで、大阪市の条例でございますので、条例の規定にあります大阪市とのかかわりというものを持たないものにつきましては、ヘイトスピーチかどうかという表現内容審査に至らずに終結することになっておりまして、そこまで行かずに終わったというのが4件。それから1件、これは今月に入って終わったものですが、申出のあった表現活動を調べましたところ、条例の全面施行日であります平成28年7月1日より前に行われた表現活動であるということで、これは条例が施行する前のものですので、これについてもヘイトスピーチかどうかの審査を行わないということで終結したということでございまして、これまで10件終結をしております。

現在、取扱中の案件は24件ございまして、引き続きヘイトスピーチ審査会で審議を継続ということでございます。

2点目でございます。条例の施行に関する事項について、ヘイトスピーチ審査会に諮問ということで、新聞等々でも既に報道されているところでございますけれども、先ほど申しあげましたヘイトスピーチ認定案件の中でも、投稿者の実名がわからないので、投稿者名、いわゆるハンドルネームと言われているようなものに基づく公表を行ったという経過があったわけですが、実名を知るために、その情報を投稿サイトの運営者から取得することができないか、大阪市として取りうる方策について審議してほしいということで、ヘイトスピーチ審査会に諮問を行ったということでございます。

諮問結果、答申の概要につきましては、資料6の別紙がございまして、別紙をご覧ください。別紙を閲覧いただけたらと考えております。審査会答申の概要ということでございますけれども、諮問の概要につきましては、今申しあげたとおりでございます。

検討の経過といたしまして、現在の条例第5条第1項にヘイトスピーチと認定した表現活動を実施した表現活動者の氏名を公表するという規定がございまして、この条例上の公表の目的のために投稿サイトの運営者から表現活動者の氏名等の情報を取得することが、電気通信事業法あるいはプロバイダ責任制限法との関係で適法とはならないだろうということでございます。

理由といたしましては、現在の条例の公表の目的というのが、ヘイトスピーチによる人権侵害についての市民の関心と理解を深める情報提供目的であるということで、表現活動者への制裁として位置づけられているものではないということでございまして、ヘイトスピーチに該当する表現活動についての大阪市としての認識、表現の内容の公表により、その目的は一定程度達成されていると考えられ、一方で、表現活動者の氏名等は通信の秘密やプライバシーの保護、匿名による表現の自由の観点から、憲法及び関係法令で保護されているということで、現在の条例の公表の目的に沿った公表を行うために、プロバイダ等から氏名等の情報を得るとすることは、こういうふうに保護されているものを破って、情報をとってくるとことで、保護を制約するだけの公益上の必要性は認められないというのが審査会の結論でございました。

そうとすれば、今の条例の情報提供目的的な公表ではなくて、違う手法では考えられないかというのが3番でございます。

まず、ヘイトスピーチを禁止してしまって、制裁目的の取得をするというのはどうかということですが、一般論としては考えられるけれども、本当にヘイトスピーチを禁止するかどうかは、その実態や国の動向などを踏まえた上で、憲法上保護されています表現の自由との関係を十分考慮して慎重に検討する必要があるということで、そこまでは踏み込まないというのが審査会の答申でございました。

もう1点、ヘイトスピーチによる被害者の支援を目的とする取得は考えられないかということでもございました。これにつきましては、ルール上はなし得るということではあったのですが、次の「4」の本件支援の課題・問題点について、に記載のとおり、プロバイダなどによる情報が比較的短期間で廃棄されていると。これに対して、市の審査というのは学識者の意見を聞くことも必要で、非常に時間をかけてやっていけないといけない、こういうことでいいますと、プロバイダによる情報の廃棄が先に行われてしまうのではないかということでした。

それから、プロバイダ等に情報提供することを義務づけられるかといいますと、これはやはり電気通信事業法に抵触するということですので、時間をかけて判断して、仮に氏名等の情報の提供を求めたとしても、提供してもらえるかどうかプロバイダ次第ということになります。あるいは、運営に当たっての事務コストなどの増が出てきます。こういったことも考えますと、実際にこういった方策をとった場合に、現実的にできるのかということ、実効性と、それから事務コスト、そういったことから現実的とは言えないということで、その実施については慎重に判断する必要があるので、現行法のもとでは一地方公共団体として実効性のある取組みを行うことは難しいということで、国法レベルでの対応が必要であるということでした。

今後、こうした課題・問題点を踏まえて、ヘイトスピーチ解消法に基づいて地方公共団体が施策を推進する際に、電気通信事業法の改正などによるそういった取組みの支援などを国に対して求めていくということを検討するべきだ、という答申をいただいたということでございます。

こういった答申を踏まえまして、この答申の内容を尊重しながら、国に対する具体的な要望の内容を検討しまして、今後、要望活動を進めてまいりたいと考えているところでございます。

資料6に戻っていただきまして、周知・啓発の状況でございまして、条例に基づく市の認識等の公表を行ったというのが、何よりもヘイトスピーチに関する市民の皆様への周知・啓発になったのではないかと考えておりますが、それ以外にも地下鉄全駅へのポスターの掲示、区役所、出張所、区役所附設会館にも行ってあります。また、教育委員会の出しております「いちょう並木」という情報誌がございましてけれども、ここへのヘイトスピーチに関する啓発記事の掲出などを行っているところでございます。以上でございます。

中井会長 ヘイトスピーチへの対処に関するこの間の取組みについてということでご説明いただきました。何かご意見、ご質問等ございますか。

川嶋委員 この条例ができてから、ヘイトスピーチは全体的に減ったのですか。その辺は警察とかと多分、事案数とかは、ある程度把握できていると思うのですが、その辺はどのようになっているか、教えてください。

森人権企画課長 ヘイトスピーチの件数につきましては、実際問題、大阪市内で行われている表現活動を全てつぶさに把握できることはございませんし、インターネットなんかで出されているデモのカレンダー上の情報とか、そういったものを見ることはできるのですが、そこで行われている表現活動が必ずヘイトスピーチに当たるかどうかということは、これは内容を把握してみないとわからないことではございますので、申出という制度をとっております。

したがって、正確な数字としてそういったものを取り寄せている、あるいは調べているということではないのでございますけれども、この間の変化といたしましては、そういった活動そのものの告知文なんかを見ていまして、表現の内容に気をつけるようにという注意書きが書かれているのが見られたりですとか、そういった変化などが生じておりますし、実感としては減ったのかなと感じているところでございます。正確な数字としてそういったヘイトスピーチに当たる数というのは、やっぱりとることができませんので、そこは、すみません、数字的な確認はとれておりません。

川嶋委員 ネットは別にして、現場で実際に行われている分で行くと、警察の道路使用許可とかが多分出ていると思うのですね。その辺で数というのがわからないのかなというのが一つ。と、道路使用許可が出ているところでされる場合に、反対側の方も来られて、非常にトラブルになっているのもよくあるのですね。そんなことを考えたときに、道路使用許可を云々というところで、何らかの対策がとれなかったのかなという部分と、逆に今度、使用許可が出てやっているところに対して反対側が使用許可なく例えばマイクを使いましたというときには、非常にその辺、正直いろんな抗議が来ている、両方からいろいろ話が来ているのですが、その辺の整理が非常にできていないのかなという思いがあって、その点をどうしていくのかを教えてくださいとっております。

森人権企画課長 道路使用許可につきましては、警察で管轄して出していまして、現場での整理ですとか、そういったことについては警察で対応いただいていると。カウンターとして集まられている方の表現活動が、ヘイトスピーチの条例の要件を満たすような中身でありましたら、そういったことは申出等がございましたら、我々としてもヘイトスピーチ審査会に諮問をいたしまして、審査をいただくということになっております。ただ、個々具体的な現場でのやりとりについては、そういった申出とか情報提供がありましたら、それに基づいて、対処をしていこうと考えているところでございます。

川嶋委員 あと、資料の10件についての審査終結の、この4件、下から2つ目の点で、「4件は、申出のあった表現活動が、市民に関するもの、市内で行われたもの等と明確に認められない」というのは、これはネットのものですか、この4件は全部。

森人権企画課長 はい、全てネットのものでございます。

川嶋委員 結局、この10件は全部ネットですよね。

森人権企画課長 最後の1件だけは異なります。

川嶋委員 最後の1件だけ違う。

森人権企画課長 はい。最後の1件だけということで、9件まではネットのものでございます。

川嶋委員 結局、やっぱりあと24件は非常に判断が難しいということですか。恐らくネット以外ということですね。

森人権企画課長 残りの案件につきましては、ネットのものも、それからネット以外のものもございますけれども、審査会は、これまで二十数回の審査を行ってまいりましたけれども、案件を前から順番にさばっていく中で、毎回全ての案件をさわるということは事実上不可能でございますので、順次審査を行っているということでございます。審査において滞ってしまっているということではなくて、順次行って、残り24件あるとご理解をいただければと思います。

中井会長 よろしいでしょうか。

それでは、最後ですけれども、本日の次第には入っていなかったのですけれども、その他ということでお知らせがあるということですので、堀田多文化共生担当課長からお伝えいただきたいと存じます。

堀田多文化共生担当課長 お手元に「拉致問題を考える国民の集い in 大阪」というチラシを入れさせていただいております。

地方公共団体の責務といたしまして、国と連携を図りつつ、拉致問題に関する啓発も取り組んでおります。12月10日から16日が啓発の週間でございます。さまざまな取り組みをしておりますが、本年度につきましては、2月17日に国、大阪府等と協働しまして、こういった集いを開催いたします。大阪で行いますのは6年ぶりとなりますので、ご案内をさせていただきます。以上でございます。

中井会長 今の件につきまして、よろしいでしょうか。

本日の議題は以上です。繰り返しになりますけれども、いろいろなご意見をいただきましたので、また事務局でご検討よろしく願いいたします。では、事務局にお返しいたします。

廣原人権企画課担当係長 ありがとうございます。活発なご議論をいただき、まことにありがとうございます。それでは、以上をもちまして第36回大阪市人権施策推進審議会を終了いたします。本日は、まことにありがとうございます。

了